

# 国の基本指針のポイント

## 第1 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

### 1 基本的理念

- 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 障がい種別によらない障がい福祉サービスの実施等
- 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【新規】
- 地域共生社会の実現に向けた取組【新規】  
医療的ケア児についての包括的な支援体制の構築
- 障がい児の健やかな育成のための発達支援【新規】

### 2 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

- 訪問系サービスの保障
- 日中活動系サービスの保障
- グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- 福祉施設から一般就労への移行等の推進

### 3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- 相談支援体制の構築
- 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- 発達障がい等に対する支援【新規】【県】
- 協議会の設置等

### 4 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方【新規】

- 地域支援体制の構築
- 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
- 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- 障がい児相談支援の提供体制の確保

## 第2 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- 福祉施設の入所者の地域生活に移行する者の目標値
- 施設入所者数の削減

### 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況【新規】
- 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況【新規】
- 精神病床における1年以上長期入院患者数
- 精神病床における早期退院率

### 3 地域生活支援拠点等の整備

- 各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備

### 4 福祉施設から一般就労への移行等

- 一般就労に移行する者の目標値
- 就労移行支援事業の利用者数
- 事業所ごとの就労移行率
- 職場定着率に係る目標値【新規】

### 5 障がい児支援の提供体制の整備等【新規】

- 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

## 第3 計画の作成に関する事項

### 1 計画の作成に関する基本的事項

- 作成に当たって留意すべき基本的事項
- 計画の作成のための体制の整備
- 障がい者等のサービスの利用実態及びニーズの把握
- 障がい児の子ども・子育て等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備【新規】
- 区域の設定【県】
- 住民の意見の反映
- 他計画との関係
- 定期的な調査、分析及び評価並びに必要な措置

### 2 市町村障がい福祉計画及び市町村障がい児福祉計画【新規】の作成に関する事項

- 障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項（成果目標）
- 各年度における指定障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策
- 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項
- 関係機関との連携に関する事項

### 3 その他

- 計画作成の時期、計画期間、計画の公表

## 第4 その他自立支援給付等の円滑な実施を確保するために必要な事項【新規】

- 障がい者等に対する虐待の防止
- 障がい者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 障がいを理由とする差別の解消の推進
- 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実